

令和2年度
常総市公共交通活性化協議会

第1回会議資料

令和2年7月

目次

報告第1号	協議会委員の変更について	… 1 ページ
報告第2号	予約型乗合交通ふれあい号の利用状況について	… 2 ページ
報告第3号	令和元年度事業報告について	… 3 ページ
認定第1号	令和元年度歳入歳出決算について	… 4 ページ
議案第1号	令和2年度事業計画（案）について	… 6 ページ
議案第2号	令和2年度歳入歳出予算（案）について	… 7 ページ
議案第3号	令和3年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金・ 地域内フィーダー系統確保維持計画の認定について	… 8 ページ
議案第4号	規約改正（案）について	…18 ページ
	（参考）常総市公共交通活性化協議会規約（H31.4.1 現在）	…19 ページ

協議会委員の変更について

報告第1号

令和2年7月1日現在

No.	選出区分	選出団体, 役職等	氏名	備考
1	市民又は公共交通利用者の代表	女性団体じょうそう事業委員会副会長	原 田 好 子	
2	市民又は公共交通利用者の代表	自治区長連絡協議会長	篠 崎 孝 之	
3	市民又は公共交通利用者の代表	常総地区交通安全母の会連合会長	秋 場 ふ ぢ	
4	市民又は公共交通利用者の代表	身体障がい者福祉協議会会長	尾 上 孝 俊	監事
5	市民又は公共交通利用者の代表	シルバークラブ連絡協議会会長	沼 尻 保	副会長
6	市民又は公共交通利用者の代表	常総市議会議長	倉 持 守	Ⓝ
7	市民又は公共交通利用者の代表	常総市議会総務委員長	遠 藤 章 江	Ⓝ
8	学識経験者	筑波大学 システム情報系社会工学域教授	鈴 木 勉	会長
9	国及び県の関係行政機関の代表者	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局 首席運輸企画専門官	鈴 木 裕 一	Ⓝ
10	国及び県の関係行政機関の代表者	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局 首席運輸企画専門官	牧 瀬 成 博	Ⓝ
11	国及び県の関係行政機関の代表者	茨城県政策企画部交通政策課長	中 村 浩	Ⓝ
12	国及び県の関係行政機関の代表者	茨城県常総警察署交通課長	大 郷 秀 樹	Ⓝ
13	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者	関東鉄道株常務取締役自動車部部长	武 藤 成 一	
14	一般貸切旅客自動車運送事業者の代表者	(株)アイヤマ観光代表取締役	相 山 隆 司	Ⓝ
15	一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者 及びその組織する団体	茨城県ハイヤー協会県西地区会長 (有)三妻タクシー	松 村 仁 志	
16	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者	関東鉄道労働組合執行委員	谷 田 部 正 利	
17	商工会の会長又はその指名する者	常総市商工会事務局長	浅 野 実 成	監事
18	その他市長が必要と認める者	常総市社会福祉協議会事務局長	細 谷 悟 志	
19	その他市長が必要と認める者	社会福祉法人 日本(筑波)キングス・ガーデン理事長	宇 都 宮 和 子	Ⓝ
20	その他市長が必要と認める者	関東鉄道株常務取締役鉄道部部长	宮 島 宏 幸	Ⓝ
21	市長及び市長が指名する市の職員	市長公室長	小 林 昭 仁	
22	市長及び市長が指名する市の職員	保健福祉部長	吉 原 克 美	
23	市長及び市長が指名する市の職員	産業振興部長	小 島 裕 治	Ⓝ
24	市長及び市長が指名する市の職員	都市建設部長	木 村 茂 樹	Ⓝ

予約型乗合交通ふれあい号の利用状況について

報告第2号

H31.4.1～R2.3.31

■利用状況

1 利用者数(地区別・男女別内訳)

運行日数	延べ人数	1日当たり平均	1台1日当たり平均	乗合率	地区別						不明
					水海道東地区		水海道西地区		石下地区		
					男	女	男	女	男	女	
236日	20,075人	85.1人	14.2人	1.77人	1,229人	5,750人	1,208人	6,135人	991人	4,761人	1人
					6,979人	34.8%	7,343人	36.6%	5,752人	28.7%	0.0%

2 年齢別利用者数

年代	～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代～	不明
延べ利用人数	99人	82人	225人	162人	558人	1,392人	6,707人	10,850人	0人
割合	0.5%	0.4%	1.1%	0.8%	2.8%	6.9%	33.4%	54.0%	0.0%

3 曜日別利用者数

曜日	月	火	水	木	金
利用人数	3,434人	4,298人	3,896人	3,876人	4,571人
割合	17.1%	21.4%	19.4%	19.3%	22.8%

4 時間帯別利用者数

時間	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時
延べ利用人数	1,483人	2,946人	3,079人	2,775人	2,238人	2,031人	1,874人	1,978人	1,671人
割合	7.4%	14.7%	15.3%	13.8%	11.1%	10.1%	9.3%	9.9%	8.3%

5 目的別利用状況

【8月まで】旧システム集計

主な行き先	①きぬ医師会病院	②水海道西部病院	③カスミ水海道店	④鈴木内科整形外科医院	⑤ファインズマスタ
	1,652人	935人	574人	339人	325人
主な行き先	⑥水海道厚生病院	⑦きぬの湯	⑧水海道さくら病院	⑨きぬ温水プール	⑩中島医科歯科クリニック
	268人	187人	181人	164人	164人

【9月から】新システム集計

主な行き先	①きぬ医師会病院	②水海道西部病院	③カスミ水海道店	④鈴木内科整形外科医院	⑤水海道厚生病院
	2,345人	1,161人	811人	454人	432人
主な行き先	⑥ファインズマスタ	⑦水海道さくら病院	⑧中島医科歯科クリニック	⑨水海道駅	⑩きぬの湯
	431人	310人	270人	260人	256人

6 登録者数(地区別内訳)

水海道東地区	水海道西地区	石下地区	全体
137人	137人	149人	423人
32.4%	32.4%	35.2%	

7 月別利用者数・登録者数等

月	平成31年 4月	令和元年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
運行日数	20日	19日	20日	22日	17日	19日	21日	20日	20日	19日	18日	21日
利用者数	1,687人	1,545人	1,748人	1,843人	1,580人	1,658人	1,883人	1,796人	1,781人	1,565人	1,545人	1,444人
平均利用者数	84.4人	81.3人	87.4人	83.8人	92.9人	87.3人	89.7人	89.8人	89.1人	82.4人	85.8人	68.8人
新規登録者数	44人	24人	54人	53人	22人	68人	11人	29人	21人	38人	25人	34人

↑車両全車セダン化

8 年度別利用者数・登録者数等

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	累計
運行日数	103日	241日	242日	241日	240日	241日	222日	240日	241日	240日	236日	2,487日
利用者数	7,907人	25,031人	23,097人	24,460人	23,618人	22,051人	19,518人	20,239人	19,949人	20,896人	20,075人	226,841人
平均利用者数	76.8人	103.9人	95.4人	101.5人	98.4人	91.5人	87.9人	84.3人	82.8人	87.1人	85.1人	91.2人
新規登録者数	4,568人	953人	386人	427人	304人	341人	242人	223人	279人	319人	423人	8,465人

令和元年度事業報告について

期 日	会 場	区 分	会 議 等 の 内 容
令和元年 6月19日	常総市役所	第1回 会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予約型乗合交通ふれあい号の利用状況について ・ 平成30年度事業報告について ・ 平成30年度歳入歳出決算について ・ 令和元年度事業計画（案）について ・ 令和元年度歳入歳出予算（案）について ・ 令和2年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金・ 地域内フィーダー系統確保維持計画の認定について ・ 協議会を組織する委員について ・ 規約改正（案）について ・ AIを活用した自動運転の公道実証実験について
10月1日 ～	—	ふれあい 号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用車両の変更 （セダン3台・ワゴン3台→セダン6台）
11月28日	—	ふれあい 号	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふれあい号利用券作成 作成数量：3,000冊
令和2年 1月24日	常総市役所	第2回 会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（案）につい て ・ 予約型乗合交通ふれあい号の利用状況について ・ 地域公共交通網形成計画の策定について

令和元年度歳入歳出決算報告について

歳入の部

(単位：円)

科 目	予算現額	収入済額	増減額	説 明
1 負 担 金	37,703,000	37,703,000	0	常総市負担金
2 補 助 金	0	8,869,000	8,869,000	地域公共交通確保維持改善 事業費補助金
3 運賃収入	6,300,000	8,040,000	1,740,000	運賃収入
4 雑 入	0	140	140	預金利子
合 計	44,003,000	54,612,140	10,609,140	

歳出の部

(単位：円)

科 目	予算現額	支出済額	不用額	説 明
1 会 議 費	21,000	7,000	14,000	委員長謝礼 (会議開催2回分)
2 事 務 費	60,000	60,764	△764	資料郵送代, 振込手数料等
3 事 業 費	43,922,000	42,877,079	1,044,921	車両借り上げ料 30,157,919 予約センター運営費 11,459,000 予約システム関係費 992,260 利用券等作成費 207,900
4 予 備 費	0	0	0	
合 計	44,003,000	42,944,843	1,058,157	


収入済額 54,612,140 円
 支出済額 42,944,843 円
 差引残金 11,667,297 円 (市に戻し入れ)

決 算 監 査 意 見 書

監査に付された令和元年度常総市公共交通活性化協議会歳入歳出決算については、関係諸帳簿及び証拠書類と照合審査した結果、計数に誤りなくすべて正当であると認めた。

令和2年 6月18日

監 事 身体障がい者福祉協議会会長

尾上 孝俊 

令和2年 6月18日

監 事 常総市商工会事務局長

浅野 実成 

令和2年度事業計画（案）について

【基本方針】

1. 当市の公共交通の活性化に向けた協議及び交通政策の推進を行う。
2. 地域の実情に応じた適切な旅客運送の形態，運賃，及び料金等のほか，道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業に関する協議を行う。

【事業概要】

1. 地域内フィーダー系統確保維持計画の認定申請及び事業評価
地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る「地域内フィーダー系統確保維持計画」に関する協議及び国への認定申請を行う。また，地域内フィーダー系統確保維持計画に基づき実施した事業に対する評価を行う。
2. 地域公共交通網形成計画の策定に係る協議
まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークを形成するため，地域公共交通網形成計画の策定に係る検討・協議を行う。
※名称を「地域公共交通計画」と改めるなど，国の法改正に合わせた対応を含む。

令和2年度歳入歳出予算（案）について

歳入の部

（単位：円）

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	摘 要
1 負担金	36,096,000	37,703,000	△1,607,000	公共交通活性化協議会負担金
2 補助金	1,000	0	1,000	※
3 運賃収入	7,423,000	6,300,000	1,123,000	
4 雑 入	1,000	0	1,000	預金利子等
合 計	43,521,000	44,003,000	△482,000	

※補助金については、補助額が年度末にならなければ確定しないため、予算額枠として1,000円を計上している。

歳出の部

（単位：円）

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	摘 要
1 会議費	35,000	21,000	14,000	会長謝礼 7,000円×5回分
2 事務費	90,000	60,000	30,000	資料郵送代、振込手数料等
3 事業費	43,366,000	43,922,000	△556,000	車両借上料 27,780,000 予約センター運営費 12,997,000 協議会運営諸費 2,589,000
4 予備費	30,000	0	30,000	
合 計	43,521,000	44,003,000	△482,000	

様式第1-6 (日本工業規格A列4番)

番 号
令和2年7月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 常総市公共交通活性化協議会
住 所 茨城県常総市水海道諏訪町 3222-3
代表者氏名 会長 鈴木 勉 印

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和 2年 7月 日

（名称）常総市公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
常総市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
当市は路線バスや鉄道が運行していない地域が広いため、市内の病院や商業施設などへの行き来が難しい。そこで、市全域に公平な移動手段を確保し、自宅玄関から目的地までドアトゥドアで送迎するサービスを実現するため、「予約型乗合交通ふれあい号」を運行する。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（1）事業の目標
・1日あたり平均利用者数：60.0人 ※直近3か月（R2.4.1～R2.6.30）の1日あたり平均利用者数 54.9人
（2）事業の効果
低料金で安全・安心な「予約型乗合交通ふれあい号」を運行することにより、公共交通を利用しにくい地域の市民や車を運転できない市民の移動手段が確保される。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・市広報紙やHP、パンフレットを活用した利用促進（市）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
別添の表1のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
常総市から運行事業者への補助金額は、運賃収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分としている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
関鉄県南タクシー(株)、松並タクシー(有)、(有)三妻タクシー、水海道ハイヤー(有)、石塚タクシー(有)
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添の表5のとおり。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策) 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

令和元年6月19日 令和元年度第1回常総市公共交通活性化協議会

- ・ 予約型乗合交通ふれあい号の利用状況について
- ・ 平成30年度事業報告について
- ・ 平成30年度歳入歳出決算について
- ・ 令和元年度事業計画（案）について
- ・ 令和元年度歳入歳出予算（案）について
- ・ 令和2年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金・地域内フィーダー系統確保維持計画の認定について
- ・ 協議会を組織する委員について
- ・ 規約改正（案）について
- ・ AIを活用した自動運転の公道実証実験について

令和2年1月24日 令和元年度第2回常総市公共交通活性化協議会

- ・ 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（案）について
- ・ 予約型乗合交通ふれあい号の利用状況について
- ・ 地域公共交通網形成計画の策定について

令和2年7月 令和2年度第1回常総市公共交通活性化協議会（書面協議）

- ・ 協議会委員の変更について
- ・ 予約型乗合交通ふれあい号の利用状況について
- ・ 令和元年度事業報告について
- ・ 令和元年度歳入歳出決算について
- ・ 令和2年度事業計画（案）について
- ・ 令和2年度歳入歳出予算（案）について
- ・ 令和3年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金・地域内フィーダー系統確保維持計画の認定について
- ・ 規約改正（案）について

18. 利用者等の意見の反映状況

・ 常総市公共交通活性化協議会に利用者代表や交通事業者など、地域の様々な立場の方々に参加いただいている。

・ 「予約型乗合交通ふれあい号」利用者アンケート（満足度調査）の実施

実施日：平成26年1月6日～平成26年2月28日

回収率：31.77%（149／469票）

改善状況：予約が取りづらいという意見は少なかった。一方で、車内での利用券販売や土日祝日の運行など、利便性拡大の意見が多かったため、現在、アンケートの結果や要望等から、改善策を検討しており、今後の協議会等で提案していく予定である。

・ 利用券の車内販売

実施日：平成30年1月4日～

改善状況：アンケート以外でも要望が多かったため、運行事業者と調整し、車内での利用券販売を開始した。

<p>・「予約型乗合交通ふれあい号」利用者アンケート（満足度調査）の実施 実施日：平成30年9月21日～平成30年10月19日 回収率：65.69%（293/446票） 改善状況：6項目（予約受付期間，予約センター，ドライバー，運行時間，運行曜日，車内販売）の満足度を5段階でアンケートしたところ，運行曜日についての満足度がやや低めだったが，おおむね満足との評価をいただいた。皆さまのご意見を参考に，今後のサービス向上に努めていく。</p> <p>・使用車両の全車セダン化 実施日：令和元年10月1日～ 改善状況：平成30年実施の利用者アンケートにより，ワゴンタイプは乗降がしづらいつとの意見が多かったため，運行事業者と調整し使用車両を全車セダンタイプとした。</p>	
19. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	茨城県政策企画部交通政策課
関係市区町村	常総市市長公室長 常総市保健福祉部長 常総市産業振興部長 常総市都市建設部長
交通事業者・交通施設管理者等	関東鉄道(株)鉄道部 関東鉄道(株)自動車部 (株)アイヤマ観光 (有)三妻タクシー 常総警察署交通課
地方運輸局	茨城運輸支局
その他協議会が必要と認める者	筑波大学システム情報系社会工学域教授 常総市商工会 常総市社会福祉協議会 関東鉄道労働組合 市民または利用者の代表（女性団体じょうそう事業委員会，自治区長連絡協議会，常総地区交通安全母の会連合会，身体障がい者福祉協議会，シルバークラブ連絡協議会，社会福祉法人日本キングス・ガーデン，常総市議会議長，常総市議会総務委員長）

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）茨城県常総市水海道諏訪町 3222-3

（所 属）常総市市長公室市民と共に考える課

（氏 名）鈴木 裕太

（電 話）0297-23-2145（直通）

（e-mail）seisakusuisin@city.joso.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

3年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
茨城県 常総市	関鉄県南タクシー(株)	(1) デマンド交通	市内全域			往 復 km km	242日	1936回		区域運行	①	水海道駅及び石下 駅にて関東鉄道常 総線と接続。 水海道駅バス停に て地域間幹線系統 水海道駅～土浦駅 西口線と接続。 きぬの里バス停に て地域間幹線系統 岩井BT～守谷駅 西口線と接続。	③
	松並タクシー(有)	(2) デマンド交通				往 復 km km	242日	1936回		区域運行	①	③	
	(有)三妻タクシー	(3) デマンド交通				往 復 km km	242日	1936回		区域運行	①	③	
	水海道ハイヤー(有)	(4) デマンド交通				往 復 km km	242日	1936回		区域運行	①	③	
	石塚タクシー(有)	(5) デマンド交通				往 復 km km	242日	1936回		区域運行	①	③	

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記すこととし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	常総市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	50,828
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額
50,828人	$50,828人 \times 120円 \times 0.7 + 4,600,000円$	8,869,000円

(※)省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。
 なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

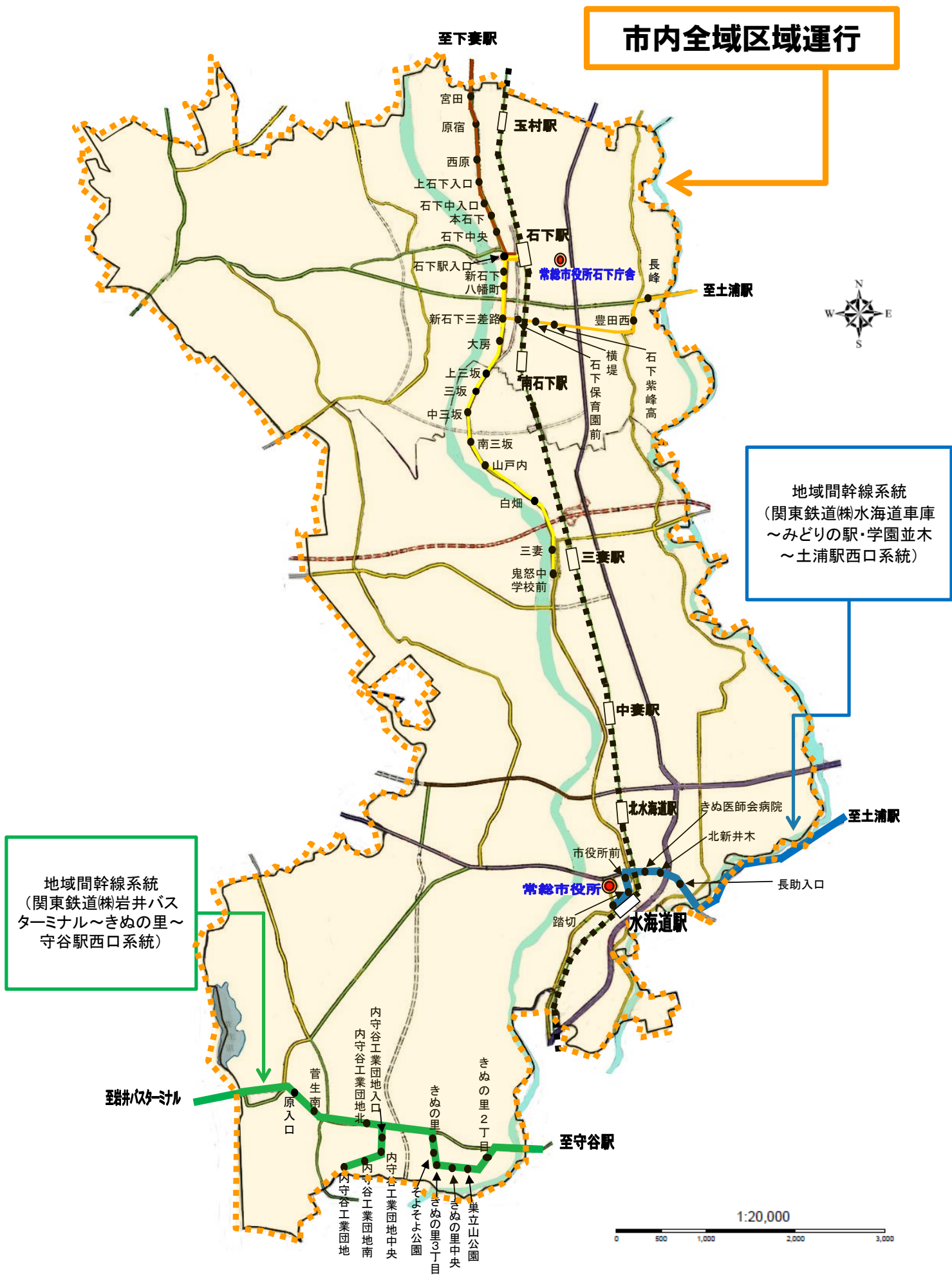
(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
 ※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ロ②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(ロ②(2))(実施要領の2.(1)④))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
 (ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

常総市予約型乗合交通運行区域図



市内全域区域運行

地域間幹線系統
(関東鉄道(株)水海道車庫
～みどりの駅・学園並木
～土浦駅西口系統)

地域間幹線系統
(関東鉄道(株)岩井バス
ターミナル～きぬの里～
守谷駅西口系統)

1:20,000

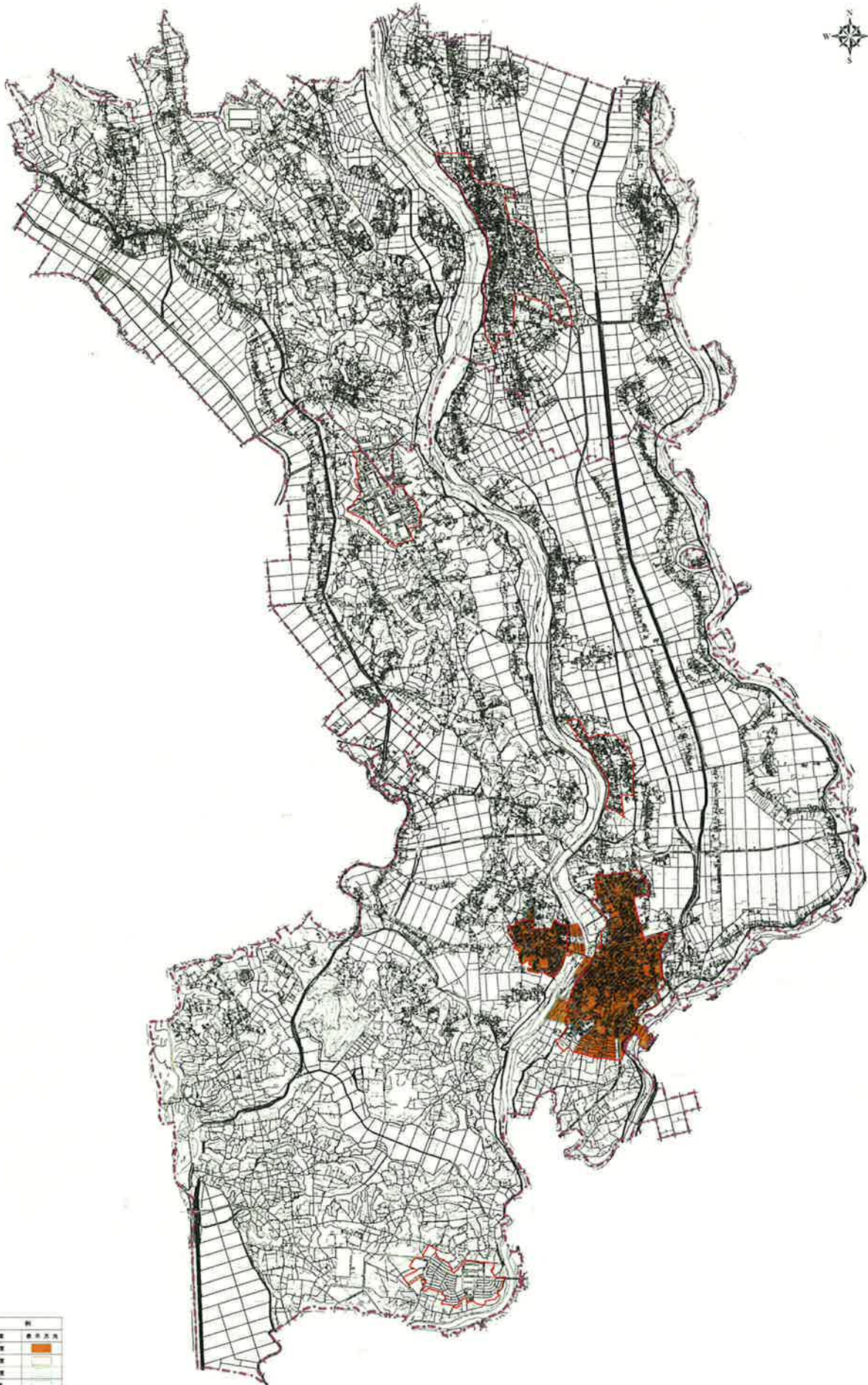
運行時刻表

全日5台（R2.10.1から）

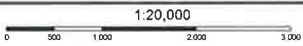
号車	時刻 車種	8時便	9時便	10時便	11時便	12時便	13時便	14時便	15時便	16時便	計
		1	水海道	○	○	○	休憩	○	○	○	
2	関鉄	○	○	○	○	休憩	○	○	○	○	8
3	石塚	○	○	○	○	○	休憩	○	○	○	8
4	三妻	○	○	○	○	休憩	○	○	○	○	8
5	松並	○	○	○	○	○	休憩	○	○	○	8
計		5	5	5	4	3	3	5	5	5	40

※休憩時間はローテーション

平成二十四年三月



凡	例
市界	赤線
基礎2次市界	赤線
基礎1次市界	赤線
基礎3次市界	赤線
基礎4次市界	赤線
基礎5次市界	赤線
都市計画区域	赤線
指定区域(用途地域)	赤線



茨城県 常総市

規約改正（案）について

常総市公共交通活性化協議会規約 新旧対照表（改正部分のみ抜粋）

改正（案）	改正前
<p style="text-align: center;">常総市公共交通活性化協議会規約</p> <p>第1条 ～ 第3条 略</p> <p>第4条 協議会の委員は次に掲げる者とし、25人以内で組織する。</p> <p>(1) 市民又は公共交通の利用者の代表者</p> <p><u>(2) 常総市議会の代表者</u></p> <p>(3) 学識経験者</p> <p>(4) 国及び県の関係行政機関の代表者</p> <p><u>(5) 鉄道事業者</u></p> <p>(6) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者</p> <p>(7) 一般貸切旅客自動車運送事業者の代表者</p> <p>(8) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者</p> <p><u>(9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者</u></p> <p>(10) 商工会の会長又はその指名する者</p> <p>(11) 市長及び市長が指名する市職員</p> <p>(12) その他市長が必要と認める者</p> <p>第5条 ～ 第17条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規約は、平成31年 4月 1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規約は、令和2年 7月 日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">常総市公共交通活性化協議会規約</p> <p>第1条 ～ 第3条 略</p> <p>第4条 協議会の委員は次に掲げる者とし、25人以内で組織する。</p> <p>(1) 市民又は公共交通の利用者の代表者</p> <p>(2) 学識経験者</p> <p>(3) 国及び県の関係行政機関の代表者</p> <p>(4) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者</p> <p>(5) 一般貸切旅客自動車運送事業者の代表者</p> <p>(6) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者</p> <p>(7) 商工会の会長又はその指名する者</p> <p>(8) 市長及び市長が指名する市職員</p> <p>(9) その他市長が必要と認める者</p> <p>第5条 ～ 第17条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規約は、平成31年 4月 1日から施行する。</p>

委員選出区分を上記のとおりとする。

常総市公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 常総市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法(昭和26年法律第183号)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス、タクシー等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図るため、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要なとなる事項に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 本市の公共交通政策の推進に関すること
- (2) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の形態、運賃、及び料金等に関すること
- (3) 道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと

(協議会の委員)

第4条 協議会の委員は次に掲げる者とし、25人以内で組織する。

- (1) 市民又は公共交通の利用者の代表
- (2) 学識経験者
- (3) 国及び県の関係行政機関の代表者
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
- (5) 一般貸切旅客自動車運送事業者の代表者
- (6) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者
- (7) 商工会の会長又はその指名する者
- (8) 市長及び市長が指名する市職員
- (9) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 初年度における委員の任期については、前項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によって選出する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長が決定する。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 前5項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、常総市公共交通担当課に置く。

- 3 事務局に事務局長，事務局員を置き，会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は，会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は，常総市からの負担金，国からの補助金，繰越金，その他の収入をもって充てる。

(監査)

- 第13条 協議会に監査委員を2名置く。
- 2 協議会の出納監査は，会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。
 - 3 監査委員は，監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成，現金の出納その他財務に関し必要な事項は，会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には，協議会の収支は，解散の日をもって打ち切り，会長であった者がこれを決算する。

(守秘義務)

第16条 委員は，職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか，協議会の事務の運営上必要な細則は，会長が別に定める。

附 則

この規約は，平成20年10月30日から施行する。

附 則

この規約は，平成20年12月24日から施行する。

附 則

この規約は，平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この規約は，平成30年 6月18日から施行する。

附 則

この規約は，平成31年 4月 1日から施行する。